

**山形県公立高等学校入学者選抜方法改善検討委員会
第4回検討委員会**

令和5年11月6日（月）
村山総合支庁 402会議室

- 1 開 会
- 2 県教育委員会挨拶
- 3 協議
 - (1) 検討課題について（協議）
 - ① 継続して検討するものについて
 - (2) 最終報告（案）について（協議）
 - (3) その他
 - ① 今後の進め方について
- 4 その他
- 5 閉 会

山形県公立高等学校入学者選抜方法改善検討委員会

1 検討委員

	選任依頼先	所属	職名	氏名
1	有識者	県立米沢栄養大学・県立米沢女子短期大学	学長(委員長)	阿部 宏慈
2	有識者	東北文教大学人間科学部人間関係学科	教授(学科長)	花屋 道子
3	有識者	山形大学地域教育文化学部	准教授	平林 真伊
4	山形県市町村教育委員会協議会教育長会	大石田町教育委員会	教育長	本多 諭
5	山形県PTA連合会	母親委員会	委員長	高橋 あゆみ
6	山形県教職員組合	山形県教職員組合本部	執行委員長	遠藤 学
7	山形県私立中学高等学校協会	新庄東高等学校	校長	田宮 邦彦
8	山形県連合小学校長会	山形市立第四小学校	校長	村上 ゆかり
9	山形県中学校長会	山形市立第一中学校	校長	田中 克
10	山形県高等学校長会	県立荒砥高等学校	校長	地主 佳子

2 専門委員

	選任依頼先	所属	職名	氏名
1	県公立高等学校教頭会	県立山形中央高等学校	教頭	後藤 大助
2	県公立高等学校教頭会	県立新庄北高等学校(定時制)	教頭	松澤 新
3	県小中学校教頭会	山形市立第一中学校	教頭	三浦 浩子
4	県小中学校教頭会	山形市立蔵王第二中学校	教頭	瀧川 志保
5	県教育センター	県教育センター研究・情報課	課長	小池 正春
6	県教育局	義務教育課	課長補佐	佐藤 紀之
7	県教育局	高校教育課	課長補佐	黒木 晃
8	県教育局	特別支援教育課	課長補佐	伊東 達
9	県教育局	スポーツ保健課	課長補佐	高橋 愛

3 事務局

	所属	職名	氏名	
1	県教育局	教育次長	吉田 直史	
2	県教育局	高校教育課	課長	米野 和徳
3	県教育局	義務教育課	課長	石原 敏行
4	県教育局	高校教育課	課長補佐	黒木 晃
5	県教育局	義務教育課	課長補佐	佐藤 紀之
6	県教育局	特別支援教育課	課長補佐	伊東 達
7	県教育局	スポーツ保健課	課長補佐	高橋 愛
8	県教育局	義務教育課	主任指導主事	天野 岳彦
9	県教育局	高校教育課	主任指導主事	黒沼 直洋
10	県教育局	義務教育課	指導主事	佐藤 高志
11	県教育局	高校教育課	指導主事	叶内 有希絵
12	県教育局	高校教育課	指導主事	東 博一

山形県公立高等学校入学者選抜方法改善検討委員会

第4回検討委員会座席表

議 長

○阿部 宏慈
県立米沢栄養大学長
県立米沢女子短期大学長

○遠藤 学
山形県教職員組合本部
執行委員長

○村上 ゆかり
山形市立第四小学校
校長

○田中 克
山形市立第一中学校
校長

○本多 諭
大石田町教育委員会
教育長

○高橋 あゆみ
山形県PTA連合会
母親委員会 委員長

○田宮 邦彦
新庄東高等学校
校長

○地主 佳子
県立荒砥高等学校
校長

石原敏行
義務教育課
課長

吉田直史
教育次長

米野和徳
高校教育課
課長

黒沼直洋
高校教育課
主任指導主事

佐藤高志
義務教育課
指導主事

天野岳彦
義務教育課
主任指導主事

叶内有希絵
高校教育課
指導主事

東 博一
高校教育課
指導主事

樋水智津子
高校教育課
指導主事

3 協議

(1) 検討課題について

第5回専門委員会での議論を踏まえ、次の案とした。

① 継続して検討するものについて

ア 各高等学校のアドミッション・ポリシーに沿った入学者の受入れについて

イ 受検機会の改善について

【ア、イの具体案】

(ア) 名称について

前期（特色）選抜

後期（一般）選抜

- ・シンプルかつ選抜の内容が名称から伝わるものとした。
- ・他県でも使用例がある。（熊本県）

(イ) 実施時期

前期（特色）選抜

A日程かB日程のいずれかを学校が選択する

A日程 大学入学共通テスト後すぐの火曜日（1/16～1/22）

B日程 2月初め（後期（一般）選抜の本検査3/7から遡って設定）

後期（一般）選抜

現行の一般入学者選抜と同じ（本検査3/7、追検査3/12）

- ・前期（特色）選抜について、合格内定の判定に余裕を持たせるとともに、中学校の指導状況に配慮するためA日程を考えた。
- ・大学入学共通テストを多くの生徒が受験する高等学校を考慮し、B日程を設定し、A日程かB日程のいずれかを学校が選択できるようにした。
- ・前期（特色）選抜の願書受付期間および受付から検査までの日数については、短縮する方向で検討する。

(ウ) 検査内容

前期（特色）選抜

県で前期（特色）選抜における検査内容を示し各校が選択する

後期（一般）選抜

国語、数学、社会、理科、英語の学力検査及び適性検査等

- ・前期（特色）選抜について、検討内容の示し方を改めた。

(エ) 志願資格

前期（特色）選抜

各学校の特色及びアドミッション・ポリシーを踏まえ、各学校で定める（成績（評定）、スポーツ的活動、文化的活動、ボランティア活動、取得資格、その他）

合格した場合は必ず入学する

後期（一般）選抜

現行の一般入学者選抜と同じ

- ・前期（特色）選抜について、表現を改めるとともに、「合格した場合は必ず入学する」を追加した。

(オ) 募集人員

前期（特色）選抜

定員の5%以上50%以内とし、各学校が設定する（ただし、音楽科は60%程度、体育科は80%程度）

後期（一般）選抜

入学定員から前期（特色）選抜、中高一貫教育（連携型）における連携型選抜の合格内定者数、及び中高一貫教育（併設型）の併設中学校からの入学予定者数を減じた数

- ・前期（特色）選抜の定員については、入学定員の充足率向上の観点から、受検者数増に向け設定した。
- ・後期（一般）選抜について、表現を改めた。

(第5回専門委員会における意見)

(ア) 名称について

- ・前期、後期の名称について、() 書きで内容を表しており、混乱はないと考える。
- ・大学入試との混同については、中学生は初めてのことで混乱はない。
- ・() が通称を表しているのか、内容を表しているのかわかりにくい部分がある。

(イ) 実施時期

- ・高校によってA日程は大変である。
- ・A日程の受付日数の短縮や、受付から試験日までの日数短縮も検討が必要ではないか。
- ・検査内容、募集人員も含めてA日程かB日程の選択をしていくことが必要になる。

(ウ) 検査内容

- ・以前よりわかりやすくなった。
- ・すっきりして見える。

(エ) 志願資格

(特に意見なし)

(オ) 募集人員

- ・幅があるため、学校は迷うのではないか。年度で変更できるとよい。

ウ 入学定員の充足率向上

【ウの具体案】

(ア) 県外志願者受入れの拡大

県外志願者受入れの拡大に向け、要件の緩和を検討する。

- ・「直近3年における入学定員に対する合格者数の割合が連続して8割に満たない学校」を、令和7年度入選から「直近2年における入学定員に対する合格者数の割合が連続して9割に満たない学校」としたい。

(イ) 前期（特色）選抜の一部先行実施

入学者選抜方法の変更については令和8年度入学者選抜を予定しているが、入学定員の充足率が定員に満たない普通科において、令和7年度入学者選抜から、受検者への影響等を考慮しつつ、前期（特色）選抜を実施することを検討する。

(ウ) その他

その他の方策については、今後の充足率の推移を見ながら継続して検討する。

(第5回専門委員会における意見)

(ア) 県外志願者受入れの拡大

- ・どのくらいの学校が対象となるか。

(イ) 前期（特色）選抜の一部先行実施

- ・いつの充足率で判断するか。
- ・スピードをあげて取り組んでいただくことで賛成する。
- ・推薦入選が変わっただけと捉えられないよう伝えることが大事。

(ウ) その他

(特に意見なし)

3 協議

(2) 最終報告（案）について

<検討委員会設置の背景について>

次の3つの背景があった。

ア 令和3年3月の学校教育法施行規則の一部改正により、各高等学校は「三つの方針」（いわゆる「スクール・ポリシー」。）を策定・公表することとなった。そのことに伴い、入学者選抜においては「三つの方針」のうち「入学者の受入れに関する方針」（いわゆる「アドミッション・ポリシー」。）と整合性のある入学者選抜を行うことが求められる。教育委員会が定める一定の範囲の中で、各高等学校が具体的な検査方法を設定し、各高等学校の「入学者の受入れに関する方針」に基づく入学者選抜が可能となるような工夫を行うことが求められている。

イ 平成26年度から、キャリア形成に係る要因を明確にした選抜とするため、普通科での推薦入学者選抜を廃止し、専門学科と総合学科での推薦入学者選抜を実施してきた。出願資格要件を明示することにより、中学校長からの推薦を不要とし、専門学科などへの学びに対する強い志願希望のある生徒を受け入れやすくした。

一方、現在専門学科と総合学科の志願者には推薦入学者選抜及び一般入学者選抜の2回の受検機会があるが、最も志願者の多い普通科の志願者には受検機会が一般入学者選抜のみの1回であるため、普通科の受検機会の複数化を求める声がある。

また、自己推薦という募集の在り方について、「推薦」という名称であるために出願する際の取扱いが難しいとの指摘がある。

これらのことから、受検機会の改善や、推薦入学者選抜の制度の見直しが求められている。

注 専門学科において、推薦入学者選抜を実施していない学校が一部あり、普通科において、定員40名の小規模校で推薦入学者選抜を実施している学校が一部ある。

ウ 本県では、生徒数減少に対応し望ましい教育環境の維持や地域の活性化等への配慮をしながら県立高等学校の再編整備を進めてきたが、公立高校の入学者数は減少し充足率は低下し続けている。そのような中、特色ある学校づくりと教育活動の活性化をさらに推進するため、平成30年度からは志願者の募集範囲を拡大し、一定の条件の下で県外からの志願者を受入れ、令和4年度からは定員40名の普通科において県外からの志願者受入れを行っている。これらについて、志願者の受入れを拡大する等、募集の在り方について見直しが求められている。

<検討の対象とした課題>

背景をうけて、次の3つを課題とした。

なお、課題のアとイは一つの項目として検討した。

ア 各高等学校のアドミッション・ポリシーに沿った入学者の受入れについて

イ 受検機会の改善について

ウ 入学定員の充足率向上

<検討結果について>

課題について、次のとおり検討した。

ア 各高等学校のアドミッション・ポリシーに沿った入学者の受入れについて

イ 受検機会の改善について

(検討結果を記載)

ウ 入学定員の充足率向上

(検討結果を記載)

3 協議

(3) その他

① 今後の進め方について

ア 報告書の手交（12月予定）

- ・ 委員長から教育長へ報告書の手交

山形県公立高等学校入学者選抜方法改善検討委員会設置要綱

山形県教育委員会
令和4年6月設置

第1条（目的及び設置）

本県における公立高等学校の入学者選抜の在り方について、県民各層から広く意見を聞き、これらを今後の改善に反映させるため、山形県公立高等学校入学者選抜方法改善検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

- 2 検討委員会の設置期間は、令和4年6月から令和6年3月31日までとする。

第2条（構成）

検討委員会の委員は、県内の有識者、PTA関係者、中学校・高等学校等学校関係者及び教育行政関係者の中から、教育長が委嘱する者をもって構成する。

- 2 委員の任期は、委嘱した日から令和6年3月31日までとする。

第3条（運営）

検討委員会は、教育長がこれを招集する。

- 2 検討委員会には委員長を置き、教育長がこれを任命する。委員長は、検討委員会の会務を統括する。
- 3 検討委員会には副委員長を置き、委員長がこれを指名する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 検討委員会の議長は、委員長をもって充てる。

第4条（専門委員会の設置）

検討委員会のもとに、具体的な事項について研究・協議するため専門委員会を置く。

- 2 専門委員会の委員は、中学校・高等学校の学校関係者及び教育行政関係者の中から教育長が委嘱する者をもって構成する。
- 3 専門委員会には議長を置き、教育局高校教育課課長補佐（教育担当）をもって充てる。
- 4 専門委員会は、検討委員会委員長の指示を受け、議長がこれを招集する。

第5条（参考意見の聴取）

検討委員会の委員長及び専門委員会の議長は、特に必要があると認めた場合、委員会に有識者等を招き、意見を聞くことができる。

第6条（事務局及び庶務）

検討委員会の事務局は、教育局高校教育課及び義務教育課に置き、庶務は高校教育課において処理する。

第7条（補足）

この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関して必要な事項は、教育長が別に定める。